

松江市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、令和元年 12 月 24 日付け松江市監査委員告示第 9 号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 2 年 2 月 21 日

松江市監査委員 松本 修司
松江市監査委員 安来 弘喜
松江市監査委員 野々内 誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 株式会社 玉造温泉ゆうゆ (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 当該法人は、平成 30 年度決算において 3 年ぶりの黒字を計上している。また、山陰道サービスエリアの上下線に飲食店を増設するなど、積極的に事業を展開していることについては、評価できるところである。今後は、より詳しく経営状況を分析することができるよう、共通経費を指定管理事業、ゆ〜ゆでの売店事業、サービスエリア事業などの事業ごとに明確に按分し、事業ごとの収支の把握に努め、引き続き健全な経営に取り組まれない。</p>	<p>1. 株式会社 玉造温泉ゆうゆ</p> <p>(1) 共通経費については、事業ごとに計上するよう改めることにより、事業別収支の把握・経営分析に努めるよう指導しました。</p>
<p>2. 公益財団法人 松江市観光振興公社 (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 当該法人の公益目的事業である堀川遊覧船事業は、29 年度及び 30 年度決算において大幅な赤字を計上している。当事業は本市の観光の核であり、大変重要な役割を果たす事業であることから、この事業を継続していくためにも、乗船客の獲得に努めるとともに、費用の内容を再検証し、支出の削減に努め、さらなる経営改善に取り組まれない。</p>	<p>2. 公益財団法人 松江市観光振興公社</p> <p>(1) 堀川遊覧船事業は本市の観光の要であることから、事業を継続していくための現状把握・検証を行うとともに、引き続き乗船客数の獲得と経費節減に努め、経営改善を図るよう指導しました。</p>

3. 公益社団法人 松江市シルバー人材センター
(団体に対するもの／福祉総務課)

(1) 平成 30 年度は会員拡大に積極的に取り組まれた結果が現れ、会員数は増加に転じたものの、契約件数及び契約金額は減少傾向が続いている。今後は、会員の希望職種をより一層把握された上で、国の補助制度等を活用し就業機会の拡大に努められたい。

3. 公益社団法人 松江市シルバー人材センター

(1) 次の取り組みを行うよう指導しました。

- ・就業先の確保による契約件数及び契約金額の拡大を図るため、就業開拓に努める。
- ・新入会員及び未就業者の就業促進を図るため、希望職種や時間帯、適性などを把握し、就業先とのマッチングに努める。
- ・引き続き新聞、チラシ等を活用し、より効果の高い広報活動により、会員を一層拡大するよう努める。